

たしました。

次に、日程第10、議案第89号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成28年第5回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案5件、請願1件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者並びに市議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、参考人として請願者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第81号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターを指定管理者に指定し、長井市観光交流センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理者が運営していく中で、市民サービスを充実しながら中長期的な健全経営をするためには、長期的な視点で経営努力の指導をしていくべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、指定管理者の経営努力によって経費の削減を図っていただきたいと考えているとの答弁を受けたところでした。

また、産業参事からは、指定管理者制度でこの施設を管理し、平成29年から3年間の経営状況については、確実な評価を行い検証していきたいと考えているとの答弁を受けたところでありました。

また、委員からは、収益の上がらない期間もあると思う。厳しい感覚を持って経営しなければならないと思うがどうかとの質疑がなされ、産業参事からは、収益部門については収益をふやし、維持管理経費を賄っていきけるような体制で頑張っていかなければならないと考えている。どうすればお客様に会場していただけるか、指定管理者としっかり協議していきたいと考えているとの答弁を受けたところでした。

また、委員からは、指定管理者候補選定委員会の審査の中で指摘されている感染症の対策はどのように講じていくのかとの質疑がなされ、産業参事からは、今後、市と指定管理者で基本協定を締結する際に必要な事項を定めていきたいと考えていると答弁を受けたところでした。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 長井市新規就農及び移住定住促進基金条例の設定について申し上げます。

本案は、新規就農に伴う本市の移住定住の促進に要する経費を基金として積み立てるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、一番苦勞するのは営農技術の習得だと思っている。研修生として技術を習得する場合、作物によって技術は違っ

てくると思うが、さまざまな技術を習得する機会を設けているのかとの質疑がなされ、産業活力推進課長からは、新規就農の研修受け入れ協議会が地元の農家20名で既に組織されている。その農家の方々は、畜産、米作、花卉、さまざまな経営を行っているので、新規就農者の希望により選定いただけることになっているとの答弁を受けたところだ。

さらに、委員からは、この地区にはない新しいものをつくっていかないと経営が難しくなると思うが、そういったところまで検討されているのかとの質疑がなされ、産業活力推進課長からは、新しい作物の技術がないのですぐに受け入れられるかどうかかわからないが、当課で6次産業化の推進も行っており、今までになかった作物を確保して販売する新しいビジネスモデルの展開も考えているので、今後の可能性は生じてくると考えているとの答弁を受けたところだ。

さらに、委員からは、移住定住する場合、農地や住居の候補地は、ある程度選定されているのかとの質疑がなされ、産業活力推進課長からは、農家の方の紹介や耕作放棄された農地など、いろんなパターンがあるのでこれから選定していきたいと考えているとの答弁を受けたところだ。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図る必要があるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、農業委員を17名としているが、現行の選挙区の定数は13人になっている。4人はどのように選ぶのかとの質疑がなされ、農業委員会事務局長からは、現行の制

度では、選挙で選ばれる方が13人、推薦による学識経験者枠が4名の合計17名になっているとの答弁を受けたところだ。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため条例の整備を図る必要があるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、建築基準法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について申し上げます。

本請願は、置賜農民連会長、小林茂樹氏より提案されたものであります。

意見陳述に入り、参考人からは、米価が下がり続けている中、戸別所得補償として転作協力した農家に対して、水田10アール当たり1万5,000円の直接支払いが実現したものの、現在は助成単価が7,500円に半減し、平成30年産からは廃止と決まり、国が米の生産量、指示数量の配分をやめることになり、米価の市場変動が厳しくなることも予想されるので、戸別所得補償制度はどうしても必要であり、山形県の農業は米作が営農の基本で、営農の下支えとなる補償制度がなくなることは水田を守る上では非常に厳しいものがあると考えている。

昭和61年当時、自主流通米ササニシキの農家手取りは1俵当たり2万2,000円であったが、

現在は主要品種のはえぬき60キロの手取りは1万1,000円となり、後継者が希望を持って農業を継ぐことができない状況にある。農業経営を守るというよりも、地域農村の風景、里山、水を守って、地域の人々の生活の場として農村の経済の循環を円滑にするため、水田農業を守る必要があると思う。日本文化の原点である農村を守ることが日本の国土と日本全体の人々の生活を守ることになり、戸別所得補償制度は農家の意欲を増進させ、若い後継者の確保の一翼を担っていくものと考えている。よって、請願の意を理解していただき、国に対して意見書を提出していただきたいとの意見陳述がなされたところです。

質疑に入り、委員からは、消費と生産の関係があると思うが、戸別所得補償が実現した場合に大規模農家の集積は推進されるかとの質疑がなされ、参考人からは1万5,000円の戸別所得補償を給付すれば後継者がすぐできるというものではなく、後継者育成のためには、国の青年就農給付金制度など、要件を緩和し、もう少し充実させていくことも大切であると考えている。県や市も後継者の育成制度を充実させていただきたいとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、米価と生産費はどのように推移してきたか、また、1俵60キロ当たりの経費はどれぐらいかかっているのかとの質疑がなされ、参考人からは、以前は米価審議会が開かれ、政府米の価格を決め、国の買い入れ価格で流通していたが、自主流通米制度ができて、市場価格で流通させることになり、政府米が1万7,000円のとときに自主流通米が2万2,000円や2万3,000円で売れた時期もあった。その後、価格は1万7,000円から1万5,000円に下がり、最近是全国価格が1万2,000円ぐらいと推移している。生産費はいろんな経費を抜くと1万4,000円ぐらいで発表されているが、実際には1万4,000円ではできないと思うとの答弁を受

けたところであります。

また、農林課長からは、玄米600キロ以上を販売する経営体を対象に実施している農林水産省の農業経営統計調査によると、平成27年産米の生産費は、資本利子や地代を全額算入した生産費が60キロ当たり1万5,390円という数字がある。JA山形おきたまの概算金の売り渡しは平成28年産米が60キロ当たり、はえぬき1万1,000円、コシヒカリ1万1,600円、つや姫は1万4,800円となっている。平成27年産米は、はえぬき1万円、コシヒカリ1万800円、つや姫1万4,800円となっているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況だと思う。米をつくればつくるほど赤字が拡大する状況であり、農業後継者の確保、新規就農者の意欲や農村を守るためには、平成25年度までの戸別所得補償制度の復活が必要であると考えているので、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第11、議案第81号 指定管理者の指定についてから日程第16、請願第3号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願までの6件について、討論の通告がありません。

るので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第11、議案第81号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第81号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第82号 長井市新規就農及び移住定住促進基金条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第82号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第83号 長井市農業委員会の委員等の定数に関する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第83号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第84号 長井市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、

議案第84号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第90号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、請願第3号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○**蒲生光男予算特別委員長** 平成28年第5回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第91号 平成28年度長井市一般会計補正予算第8号を初め、特別会計補正予算3件の平成28年度補正予算案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。